

広島空港特定運営事業等 募集要項等に関する説明会 配付資料

令和元年7月8日
国土交通省航空局

1. 募集要項

1-①. 広島空港の概要	3
1-②. 各事業の位置付け	4
1-③. 駐車場施設の取扱	5
1-④. 地域共生事業等の取扱	6
1-⑤. 周辺施設の取扱	8

2. 選定基準

2-①. 第一次審査と第二次審査の概要	14
2-②. 提案項目・審査のポイント	15
2-③. 実施保証施策一覧(第二次審査)	17

3. 今後の手続き等

3-①. 今後のスケジュール	19
3-②. VDRについて	20

1. 募集要項

1-①.広島空港の概要

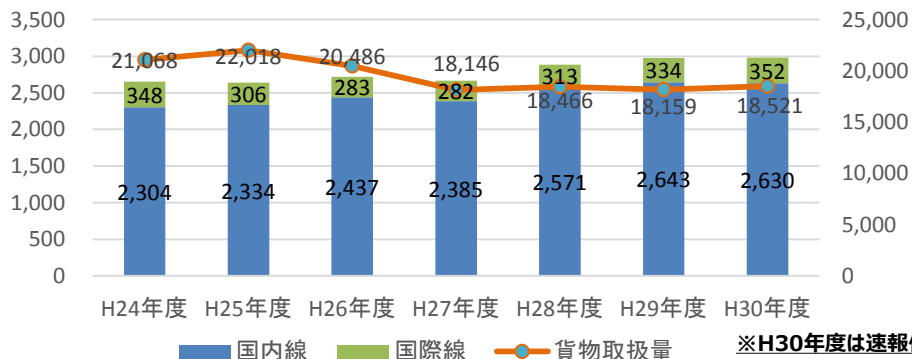
空港施設等

- 設置管理者:国土交通大臣
- 面積:197.7ha
- 滑走路
:3,000m×60m
- 運用時間(利用時間)
:15時間(7:30~22:30)
- アクセス
:リムジンバスで広島駅から約45分
広島バスセンターから約55分



空港の利用状況

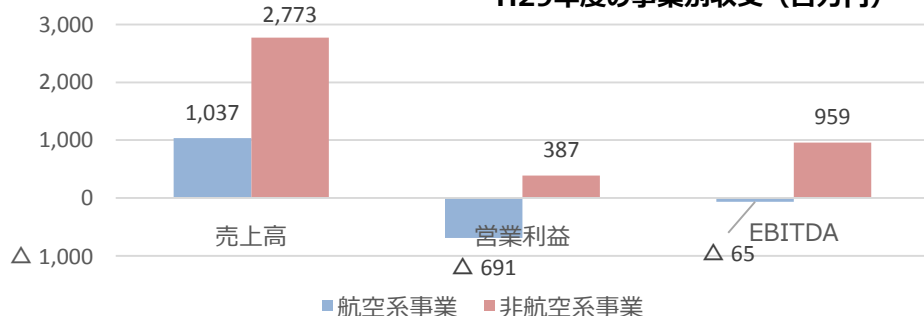
乗降客数推移(単位:千人)



貨物取扱量(単位:トン)

収支状況(空港別収支)

H29年度の事業別収支(百万円)



ネットワーク



<出典:広島県空港振興課webサイト>

国内線(5路線) (令和元年6月時点)

路線	所要時間	航空会社	便数
広島⇨東京(羽田)	約90分	日本航空	8往復/日
		全日本空輸	10往復/日
広島⇨札幌(新千歳)	約110分	全日本空輸	1往復/日
		日本航空	1往復/日
広島⇨仙台	約85分	IBEXエアライズ/全日本空輸	2往復/日
広島⇨沖縄(那覇)	約110分	全日本空輸	1往復/日
広島⇨成田	約100分	IBEXエアライズ/全日本空輸	1往復/日
		春秋航空日本	2往復/日

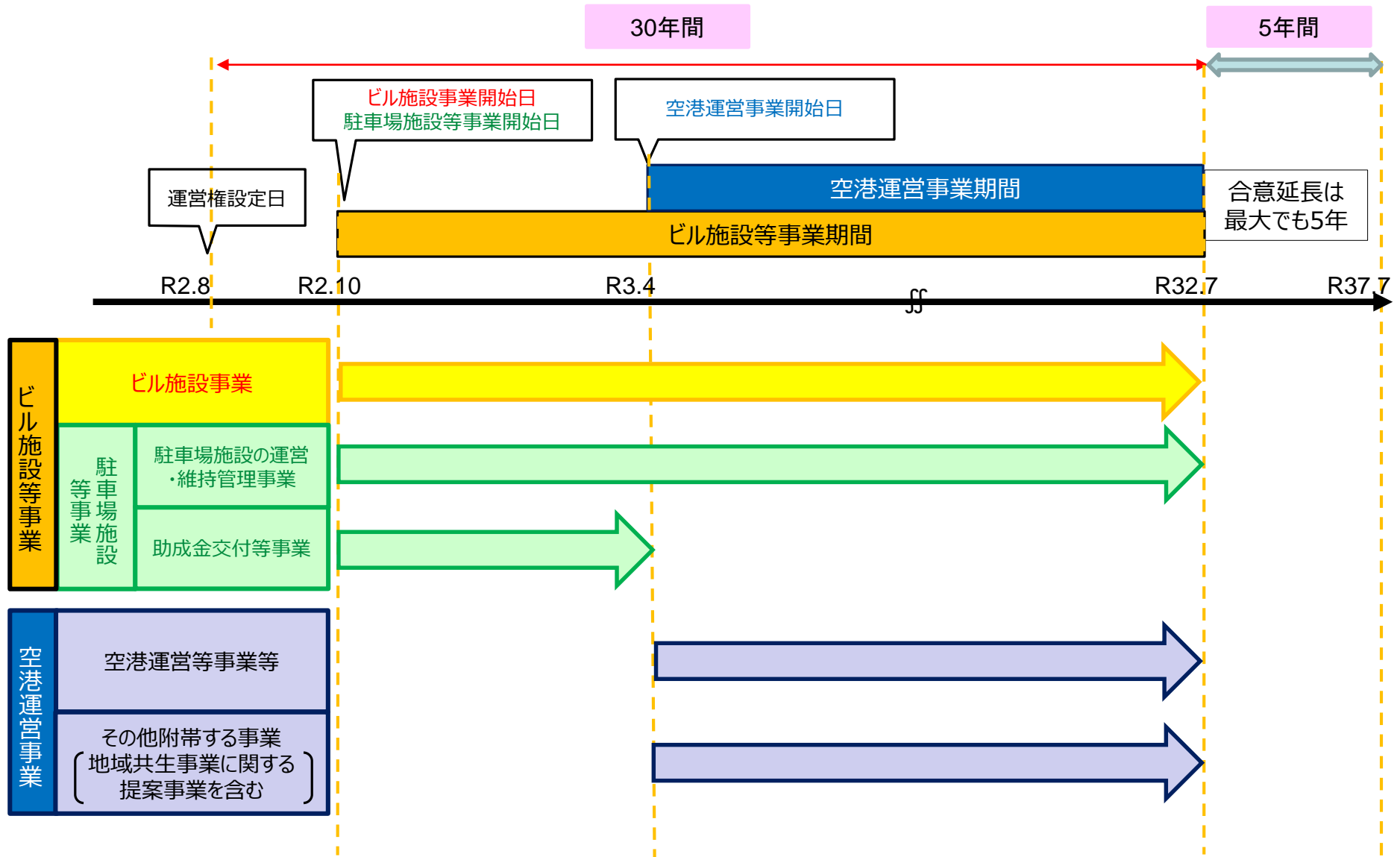
国際線(6路線、7都市)

路線	所要時間	航空会社	便数
広島⇨ソウル	約1時間30分	エアソウル/アジアナ航空	3往復/週
広島⇨大連	約2時間5分	中国国際航空/全日本空輸	4往復/週
		全日本空輸	4往復/週
広島⇨北京(大連経由)	約4時間30分	中国国際航空/全日本空輸	4往復/週
広島⇨上海	約1時間30分	中国東方航空/日本航空	7往復/週
広島⇨台北	約2時間30分	チャイナエアライン/日本航空	7往復/週
広島⇨香港	約3時間45分	香港エクスプレス	3往復/週
広島⇨シンガポール	約6時間30分	シルクエア/シンガポール航空	3往復/週

最近の動き

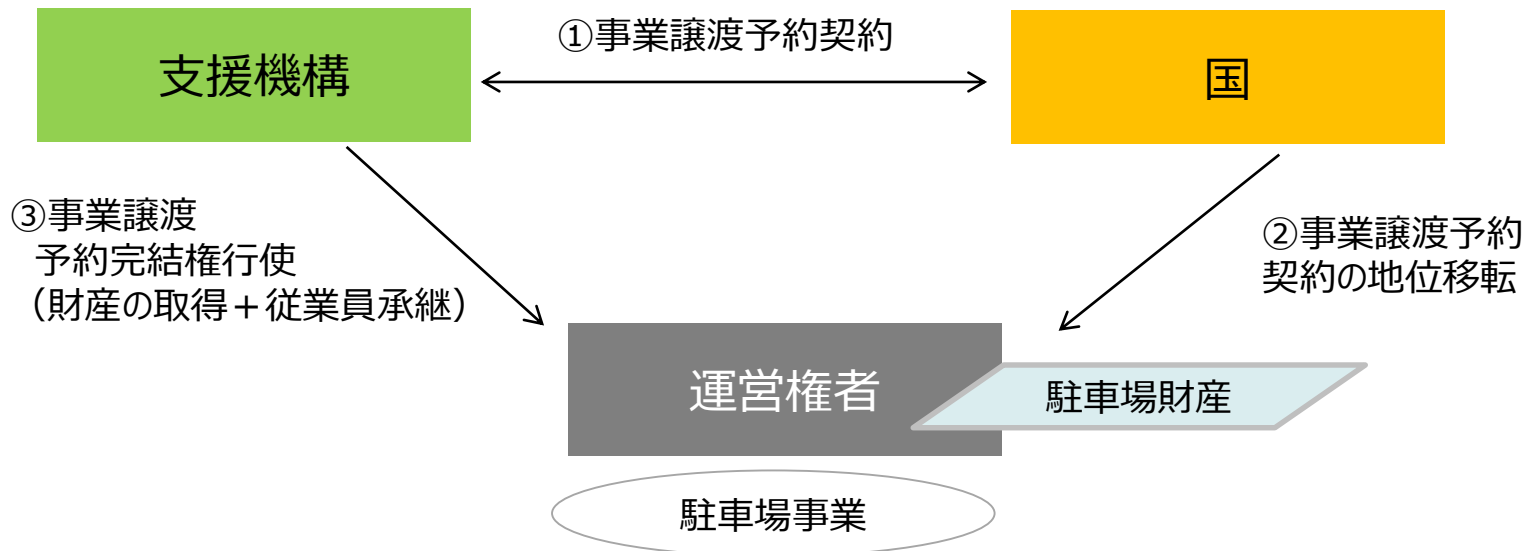
- 平成28年10月11日、広島県知事が広島空港の民間委託を求める基本方針を平成28年度中に整理することを表明。
- 平成29年3月、広島県が「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を策定・公表。
- 平成29年10月29日、空港経営改革に向けた環境整備の一環として、運用時間を1時間延長し、15時間(7:30~22:30)に変更
- 平成29年7月24日、官民16団体で空港経営改革推進委員会を設置。
- 平成29年10月13日、広島空港の具体的な運営形態や経営手法について幅広く意見を募集するマーケットサウンディングを実施。
- 平成29年10月30日、シンガポール便(シルクエア)が週3便就航開始。
- 平成30年10月26日、空港経営改革推進委員会が広島空港民間委託への提言をとりまとめ、広島県に提出。30年後の旅客数500万人、空港アクセスは道路系アクセスを中心とした利便性向上を提言。
- 平成31年3月6日、広島空港特定運営事業等実施方針を策定。
- 令和元年6月26日、広島空港特定運営事業等公募手続を開始。

1-②. 各事業の位置付け

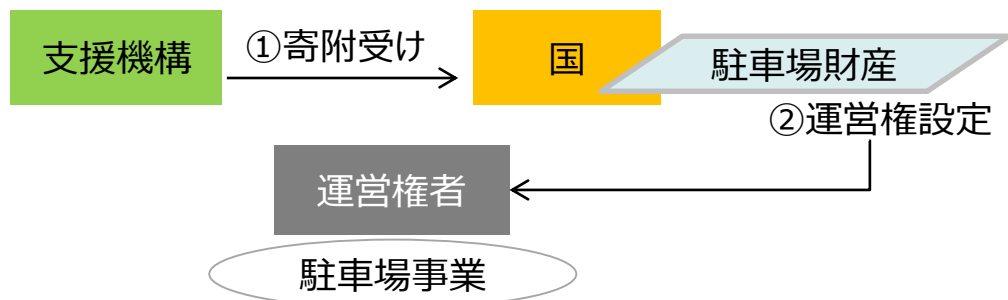


1-③. 駐車場施設の取扱

○ 事業譲渡による駐車場事業一体化スキーム



【参考：過去の空港コンセッションにおける駐車場事業一体化スキーム】



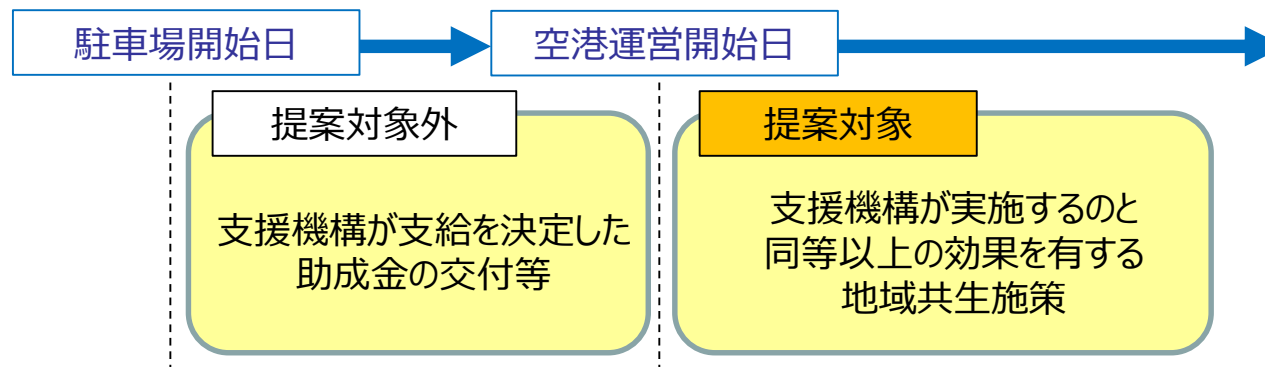
1-④. 地域共生事業等の取扱

1. 助成金交付等事業について

- 支援機構からの事業譲渡の対象として、運営権者は、以下①②をも承継する（助成金交付等事業）
 - ① 支援機構が支給を決定した助成金のうち、支援機構が駐車場施設等事業開始日までに支給を完了していないものについての交付事業
 - ② 支援機構が実施する航空機落下物に係る見舞金交付事業

2. 地域共生事業について

- 運営権者は、地域共生事業を提案して実施する（提案事業）
- 支援機構が実施している地域共生事業と同等以上の効果が得られるような施策の提案を求める
- 空港運営事業開始日以降に実施する地域共生事業のみを、提案対象とする



1-④. 地域共生事業等の取扱

○ 支援機構が実施している地域共生事業

空港周辺生活環境等の改善を図るための事業

航空機騒音測定機器・空調機器等の整備事業助成

地方公共団体が行う航空機騒音測定機器等の整備に対して助成



移転跡地・公園等の整備事業助成

地方公共団体が行う移転補償跡地等を活用した緑地や公園等を整備する事業に対して助成



共同利用施設バリアフリー等改修事業助成・ 空港周辺地域生活環境整備事業助成

地方公共団体が行う公共施設のバリアフリー化や福祉器材等の整備に対して助成



消防車・救急車等の整備事業助成

地方公共団体が購入する消防車、救急車等に対して助成



空港周辺地域の活性化を図るための事業・空港の利用促進を図るための事業

地方公共団体等が実施する空港周辺地域活性化、空港利用促進に寄与するイベント等に対する助成

空の日イベント



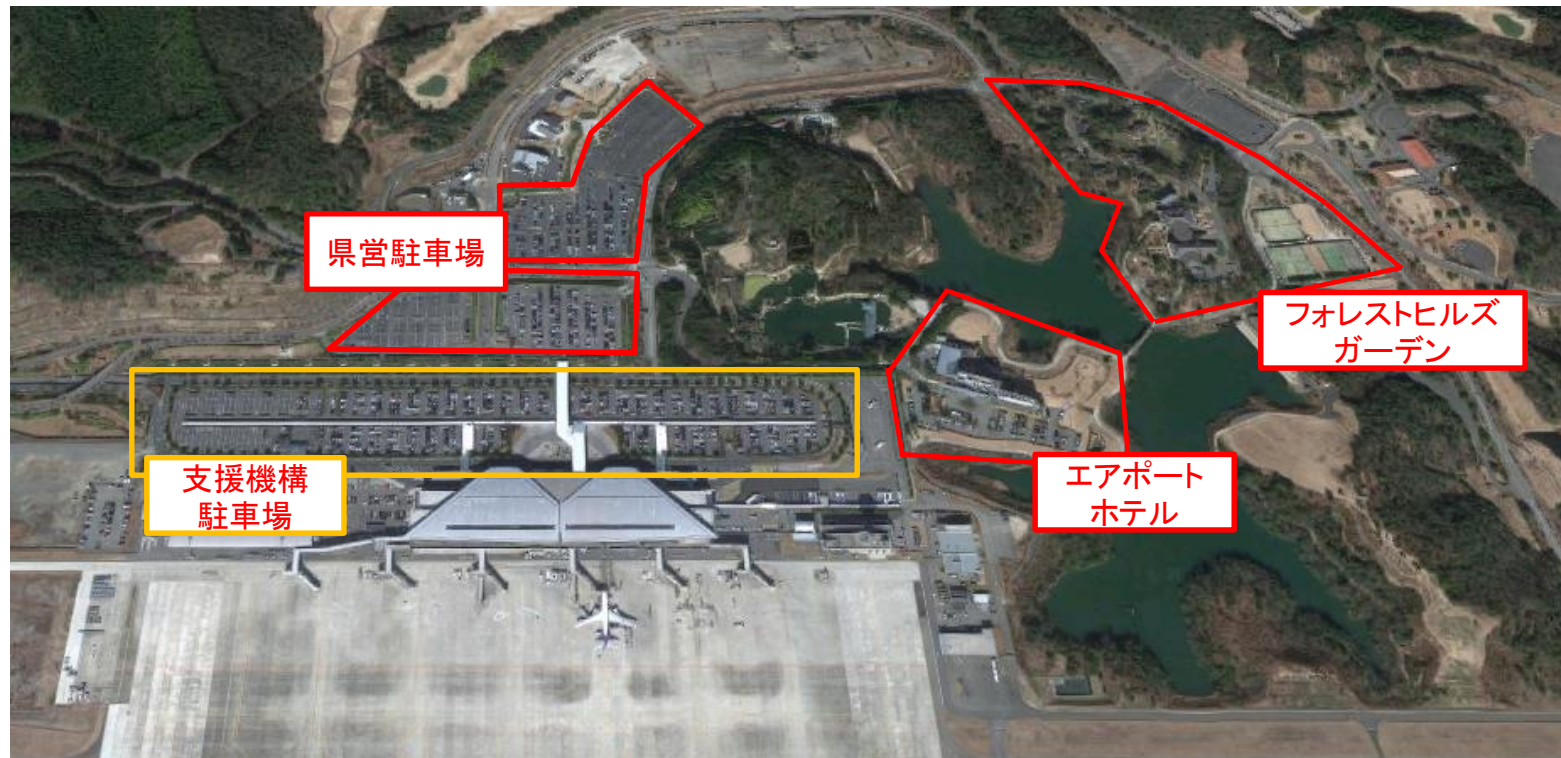
空港利用促進シンポジウム



航空機落下物事故に対する見舞金交付事業

航空機からの落下物に起因する被害の程度に応じて、見舞金を給付する制度

1-⑤. 周辺施設の取扱



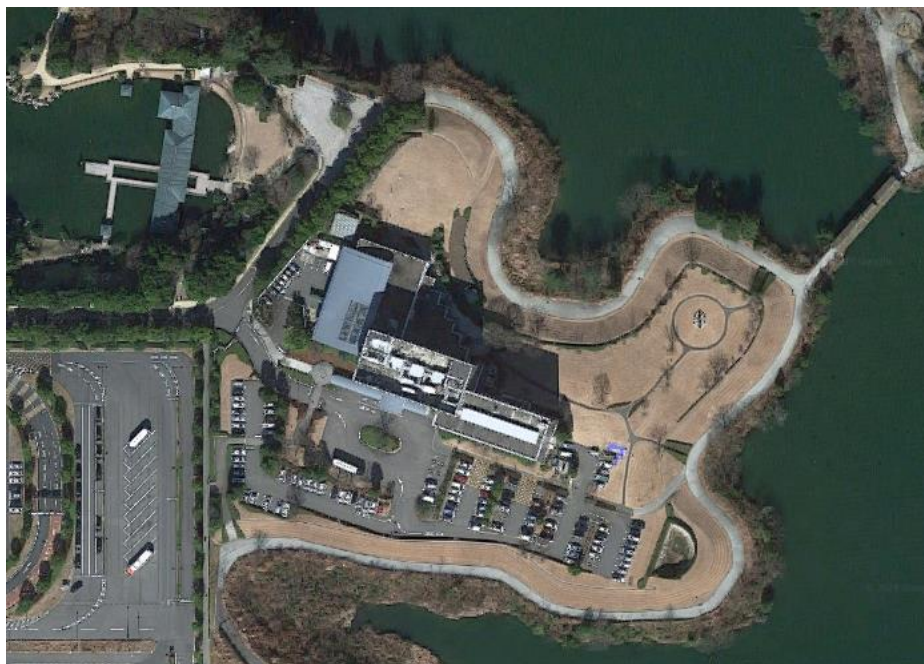
<出典:GOOGLE MAPを加工して作成>

施設名	現行	運営事業開始時	運営事業期間中
エアポートホテル	空港ビル会社グループが駆体保有・運営	株式譲渡により運営引継ぎ	国と協議のうえ、途中での売却等も可能
フォレストヒルズガーデン	空港ビル会社グループが指定管理受託	継続して空港ビル会社グループが指定管理受託している場合に、運営引継ぎ	引き継いだ指定管理期間終了後の扱いは運営権者の任意
県営駐車場	外部第三者が指定管理受託	運営権者が広島県から土地賃借し、支援機構駐車場と一体運営（ただし、駐車場以外での利用も可）	運営事業期間にわたり広島県から土地賃借

1-⑤. 周辺施設の取扱

1. エアポートホテルの敷地に係る賃貸借契約について

- 空港ビル会社と広島県・三原市との間の賃貸借契約を、現行条件のまま承継
- 用途変更をするには、広島県・三原市との合意に基づいて契約目的の変更が必要
- その他の契約内容については、開示資料参照



ホテル敷地 航空写真

<出典:GOOGLE MAP>



ホテル外観

1-⑤. 周辺施設の取扱

2. フォレストヒルズガーデンに係る指定管理業務の承継について

- 空港ビル会社JVが広島県から受託している指定管理業務を、SPCがそのまま承継
- 令和6年4月1日以降に指定管理業務を継続するかについては、SPCの任意とする
- 今期期間末までの事業計画を除き、提案対象外とする



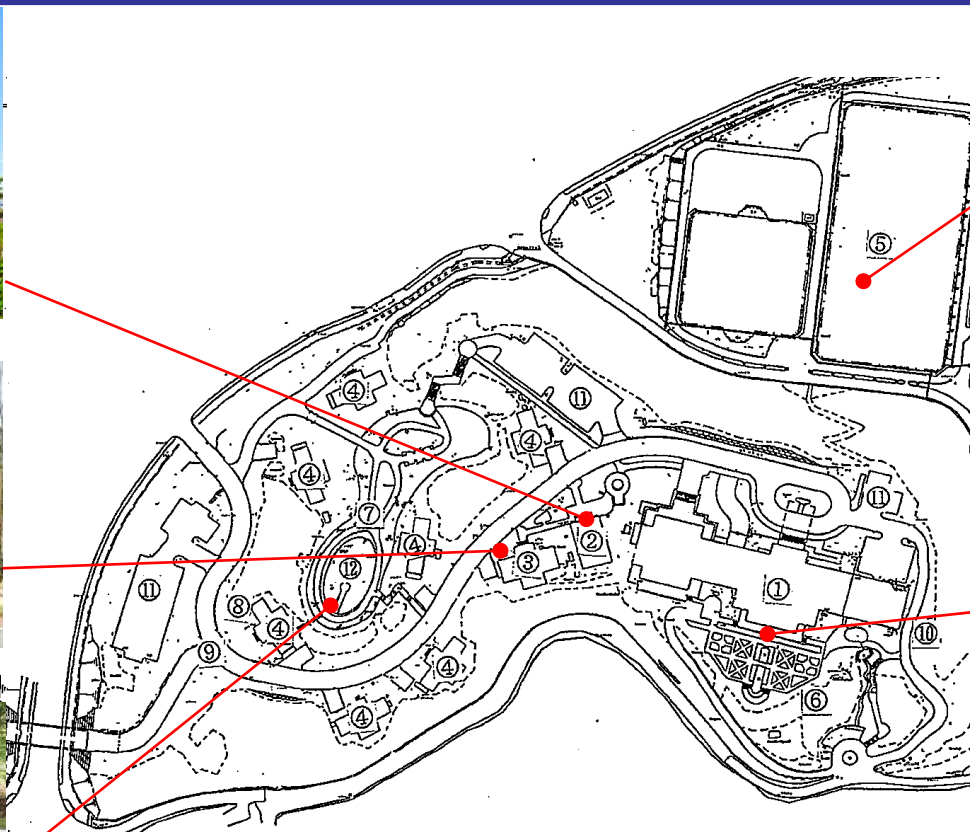
セミナーハウス



コテージ(6人用)



ウォーターリリーガーデン



テニスコート

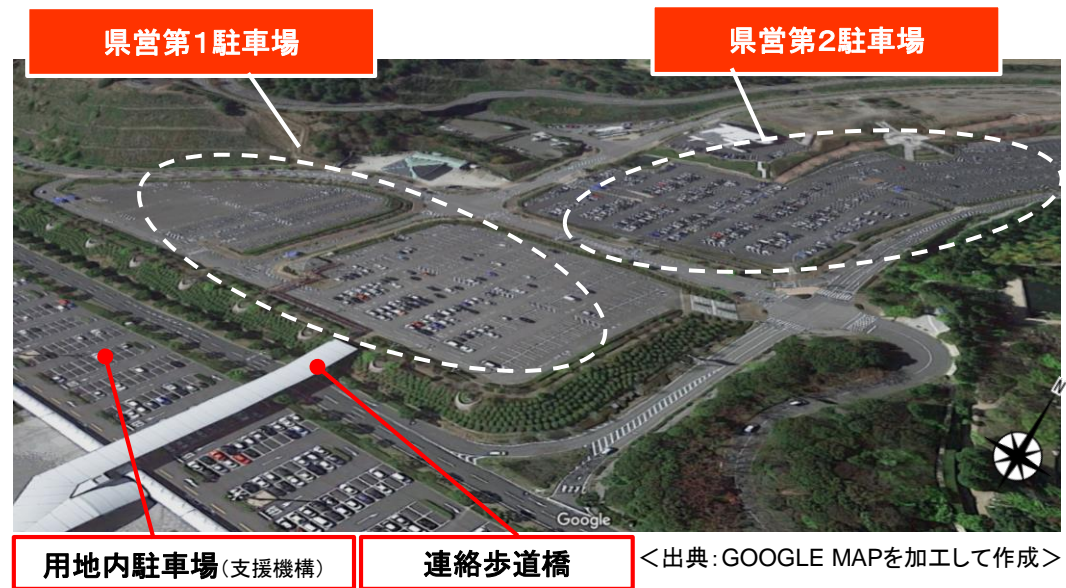
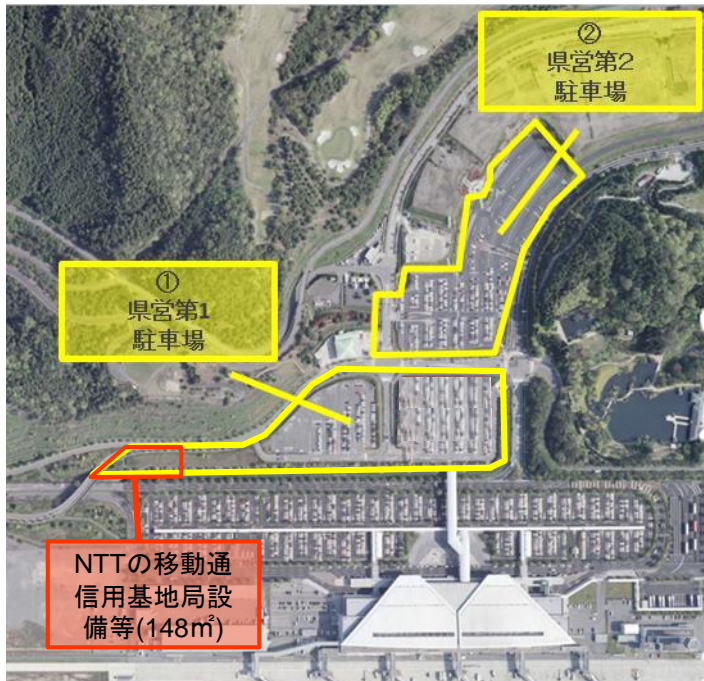


多目的ホール棟

1-⑤. 周辺施設の取扱

3. 県営駐車場・敷地に係る賃貸借契約について

- ①土地賃貸借契約（契約期間：20年＋10年更新可能）または
②事業用定期借地契約（契約期間：空港運営事業終了日まで）を締結予定
- ①の契約期間中に事業用建物を建設する場合、広島県との合意で②に変更
- 用途変更をするには、広島県との合意に基づいて契約目的の変更が必要
- その他の契約内容については、開示資料参照



3. 県営駐車場 ・ その他

(1) NTTに対する転貸借契約

- 県営駐車場の敷地の一部について、SPCからNTTに対する有償転貸契約を締結予定
- 設備撤去を求めた場合、NTTは自己の費用負担でこれに応じる義務を負う
- その他の契約内容については、開示資料参照

(2) 連絡歩道橋

- 県は、SPCに対して連絡歩道橋を県営駐車場事業開始までに売却する予定



NTT移動通信用基地局設備



連絡歩道橋

2. 選定基準


2-①. 第一次審査と第二次審査の概要

〈第一次審査項目〉

様式名称	頁数制限	配点
【A】 基本方針	3	20
【B1】 航空ネットワークの充実に関する方針	2	10
【B2】 空港施設等運用に関する方針	3	10
【B3】 空港の利用促進に関する方針	2	10
【C1】 安全・保安の確保に関する方針	2	10
【C2】 事業実施体制に関する方針	3	10
【D】 収支計画	A3で1	10
【E】 運営権対価	1	20
合計	17	100

〈第二次審査項目〉

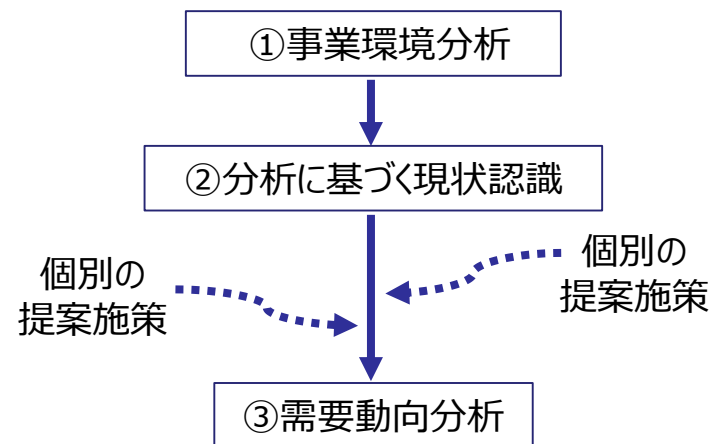
様式名称	頁数制限	配点
【A1】 戦略的事業方針	2	25
【A2】 事業環境分析及び需要動向分析	3	
【A3】 各指標に係る目標値等	2	
【B1】 航空ネットワークの充実提案	6	35
【B2】 空港施設等運用に関する提案	6	35
【B3】 空港の利用促進及び地域共生に関する提案	4	20
【C1】 安全・保安の確保に関する提案	3	10
【C2】 事業実施体制に関する提案	4	10
【D1】 事業計画及び財務健全性維持に関する提案	A3含む10	25
【D2】 資金調達及び投資回収に関する計画	1	
【E】 運営権対価の額	1	40
合計	42	200

 …マスタープランを構成する提案項目

2-②. 提案項目・審査のポイント

全体事業方針（1次【A】／2次【A2】）

- ✓ ① 事業環境分析
観光・ビジネス需要、二次交通、空港周辺環境、現状の収支構造等、広島空港の内外を取り巻く多様な事業環境を分析して記載
- ✓ ② 分析に基づく現状認識
①を踏まえた優位性・課題等の現状認識を記載
- ✓ ③ 需要動向分析
②を踏まえて提案施策との関連性を明らかにして需要動向分析を記載



空港施設等運用（1次【B2】／2次【B2】）

- ✓ 「空港施設等」には、県営駐車場及びエアポートホテルを含む（用途変更があった場合は用途変更後の施設を含む）
- ✓ フォレストヒルズガーデンの取扱
今期指定管理期間（令和6年3月末まで）終了後の継続はSPCの任意であるため、本項目における「空港施設等」には含まない（提案対象外）

2-②. 提案項目・審査のポイント

空港の利用促進（1次【B3】／2次【B3】）

- ✓ 空港の利用促進を図るための事業者等との連携施策
- ✓ SPC自らが当該施策に係る事業を直接行う主体となる提案は、評価対象外
- ✓ SPCの親会社と連携する場合も、あくまでSPCの連携施策を評価することとなり、親会社の行う事業内容は直接的には評価対象外

連携施策の例

- ・二次交通
- ・中四国地域を中心とした観光振興等

連携先の例

- ・国、関係地方公共団体
- ・エアライン、アクセス事業者、旅行代理店、観光団体等

地域共生に関する提案（2次【B3】）

- ✓ ビル開始日から空港開始日の前日までは、支援機構から承継した助成金交付等事業を実施（提案対象外）
- ✓ 空港開始日以降は、支援機構が実施している地域共生事業と同等以上の効果が得られるような施策の提案を求め（提案対象）、提案内容が要求水準となる

事業計画及び財務健全性維持（2次【D1】）

- ✓ フォレストヒルズガーデンの事業計画は令和6年3月末までの記載とする（それ以降は評価対象外）
- ✓ 「SPCの財務の健全性維持に関する施策」には、リスク事象の発生により運営権者の財務状況に過度なストレスが生じた場合でも、各提案施策を実施できるようにするためのバックアップ施策を記載
- ✓ リスク事象影響下における事業計画等の根拠資料を求めることがある点に留意

2-③. 実施保証施策一覧(第二次審査)

- 各提案項目の施策について実施を保証するか否かにつき、明確な表現をもって記載（「実施する」「行う」等）
- そのうち、特段の条件なく実施する施策は、「別紙 実施保証施策一覧表」に転記し、事業期間中の実施義務を明確化
- 各提案項目に記載がある場合、実施保証施策一覧に記載がなくとも実施義務を負う点に留意

(別紙 実施保証施策一覧の記載例)

		提案事項	
様式		提案項目	通し番号
(例)			
19-B1	航空ネットワークの充実提案	<input type="checkbox"/> 空港使用料の基本料金等 ・～を…する。	●/●
		<input type="checkbox"/> ●●	●/●
		<input type="checkbox"/> ●●	●/●

○適切な記載例

- （特段の条件なく）空港用地内駐車場に立体駐車場を新設する。（具体性がある、条件付きでない）
- 新規就航路線に対して着陸料等を●%割引する。（具体性がある、条件付きでない）

○不適切な記載例

- 旅客数が●万人に達した場合、バスターミナルを新設する。（条件付き）
- 広島空港を活性化し、中四国地方の中心拠点となる。（具体性がない）
- 二次交通の充実に向けて、バス事業者と連携する。（具体性がない）

3. 今後の手続き等

3-①. 今後のスケジュール

1. 募集要項等に関する質問及び回答について

以下のとおり2回の質問期日を設定。

- ✓ 1回目 7月23日（火）～7月24日（水）の期間に質問書提出
- ✓ 2回目 8月20日（火）～8月21日（水）の期間に質問書提出
- ✓ 回答公表予定日（最終） 9月5日（木）

2. 第一次審査関連

- ✓ 第一次審査書類の提出期日は9月27日（金）
- ✓ 第一次審査書類に基づく概要説明を10月頃に応募者から受ける予定（新たにプレゼンテーション資料を用意する必要はない）

3. 第二次審査関連

スケジュール(予定)	内容
令和元年10月頃	第一次審査結果の通知
令和元年11月頃～令和2年3月頃	競争的対話等の実施期間
令和 2年 4月頃	第二次審査書類の提出期限

3-②. VDRについて

1. VDRの使い方

- ✓ ID申請書（6月26日航空局HPにアップロード済み）により申し込みすることで、「公募手続関連」の категорияにアクセス可能となる
- ✓ 守秘義務誓約書等をメール及び原本で提出後に、開示資料にアクセス可能

【VDRのトップ画面イメージ】



Hiroshima Airport Concession Project [オープン](#) **INTRALINKS** サポートおよびフィードバック

ドキュメント ユーザーとグループ

アクション [フィルター](#)

すべてのフォルダー [列の管理](#)

<input type="checkbox"/>	#	タイトル	タイプ
<input type="checkbox"/>		公募手続関連	フォルダー
<input type="checkbox"/>	1.0	開示資料一覧	フォルダー
<input type="checkbox"/>	2.0	要求水準書等	フォルダー
<input type="checkbox"/>	3.0	関連資料集	フォルダー
<input type="checkbox"/>	4.0	IP関連	フォルダー
<input type="checkbox"/>	5.0	資産関連	フォルダー
<input type="checkbox"/>	6.0	保安防災関連	フォルダー
<input type="checkbox"/>	7.0	業務関連	フォルダー
<input type="checkbox"/>	8.0	環境地域関連	フォルダー

3-②. VDRについて

手続きの流れ

国土交通省航空局HP

1. HP上でID申請フォームを入手

• ID申請書

2. ID申請フォームをメールで提出

3. ユーザーIDを付与し、①フォルダのアクセス権を付与・ユーザーガイドをメールで送付

質問書提出

4. 質問書様式に記入し、メールで提出

開示資料貸与

5. 期限までに関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書等をメールと原本で提出

6. 関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書等の原本受領後、②フォルダのアクセス権を付与

7. ②フォルダのアクセス可

VDR(バーチャルデータルーム)構成イメージ

①公募手続関連

- 質問書様式
- 関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書等
- 様式集及び記載要領

ID申請後アクセス可

②守秘義務対象資料(開示資料)

- 要求水準書
- 関連資料集
- 参考資料集(基本施設関連、ビル施設事業関連)

守秘義務対象資料

PWCアドバイザリー合同会社(委託先)
イントラリンクスインク(VDRサービス提供会社)

参加者